

70歳以上75歳未満の区分

負担能力に応じた負担を求める観点から、平成29年8月診療分より、現役並み所得者の外来（個人）、一般所得者の外来（個人）及び外来・入院（世帯）の自己負担限度額が引き上げられます。

平成29年7月診療分まで

被保険者の所得区分		自己負担限度額	
		外来（個人）	外来・入院（世帯）
①現役並み所得者 （標準報酬月額28万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割）		44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数該当 44,400円]
②一般所得者 （①および③以外の方）		12,000円	44,400円
③低所得者	Ⅱ（※1）	8,000円	24,600円
	Ⅰ（※2）		15,000円

平成29年8月診療分から

被保険者の所得区分		自己負担限度額	
		外来（個人）	外来・入院（世帯）
①現役並み所得者 （標準報酬月額28万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割）		57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数該当 44,400円]
②一般所得者 （①および③以外の方）		14,000円	57,600円 [多数該当 44,400円]
③低所得者	Ⅱ（※1）	8,000円	24,600円
	Ⅰ（※2）		15,000円

※1 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。

※2 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

注) 現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税が非課税等であっても現役並み所得者となります。

70歳以上の外来療養にかかる年間の高額療養費

基準日（7月31日）時点の所得区分が一般所得区分または低所得区分に該当する場合は、計算期間（前年8月1日～7月31日）のうち、一般所得区分または低所得区分であった月の外来療養の自己負担額の合計が144,000円を超えた額が払い戻されます。

※平成29年8月診療分からが対象となります。

高額な負担がすでに年3月以上ある場合の4月目以降（多数該当高額療養費）

高額療養費として払い戻しを受けた月数が1年間（直近12ヵ月間）で3月以上あったときは、4月目（4回目）から自己負担限度額がさらに引き下げられます。

なお、70歳以上75歳未満の高齢受給者の多数該当については、通院の限度額の適用によって高額療養費を受けた回数は考慮しません。

※多数該当は同一保険者での療養に適用されます。国民健康保険や他健康保険組合、協会けんぽなどから当健保組合に加入した場合は、多数該当の月数に通算されません。

※多数該当は同一被保険者で適用されます。退職して被保険者から被扶養者になった場合などは、多数該当の月数に通算されません。